

安城市長

安城市第2子以降低年齢児施設等利用給付金請求書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、安城市第2子以降低年齢児施設等利用給付金について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用給付金の審査に当たり、次の事項に同意します。

- (1) 実際に利用していることを安城市が対象施設に確認すること。
(2) 利用料の支払状況を安城市が対象施設に確認すること。

記

1 支給対象者（請求者）

Table with 2 columns: 氏名 (Name) and 現住所 (Current Address). Includes sub-fields for 電話番号 (Phone Number) and a note: ※振込先は請求者名義の口座です (Transfer destination is the account in the name of the applicant).

2 施設等利用給付金の請求金額

Table with 2 columns: 請求金額 (Request Amount) and 円 (Yen).

3 支給対象児（支給対象児ごとに請求してください。）

Table with 2 columns: 氏名 (Name) and 生年月日 (Date of Birth) with fields for 年 (Year), 月 (Month), and 日 (Day).

4 保育の必要性の事由

- 交付決定時から変更なし
□ 請求対象期間中に変更あり（変更後の保育を必要とする証明書を添付してください。）

5 償還払の振込先（※1）

- 前回振込口座と同じ（振込先の記入は不要です。）
□ 下記の振込先を希望（初めて請求書を提出される方は、必ずご記入ください。）

Table for bank information with columns: 金融機関名 (Financial Institution Name), 預金種目 (Deposit Type), 口座番号 (Account Number), and 支店/出張所 (Branch/Outpost). Includes checkboxes for 普通 (Ordinary) and 当座 (Current) accounts.

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

6 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（複数記入可）※2

Table for facility information with columns: 施設・事業名 (Facility/Business Name), 所在地 (Location), 電話番号 (Phone Number), and 契約している利用料※3 (Contracted fee ※3) with options for 月額 (Monthly), 日額 (Daily), and 時間額 (Hourly).

※2 書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、裏面の余白に記入してください。

※3 該当箇所の□にレを記入し、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期、後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

<裏面も記入してください。>

## 7 償還払請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※4※5	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料 (b) ※4※5	支払額合計 (c = a + b)	月額上限額 (d) ※6	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）を添付してください。  
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期、後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※6 月額上限額は42,000円です。  
ただし、月途中で有効期間が終了する場合又は開始する場合の月額上限額は次のようになります。  
・月途中で有効期間が終了する場合の上限額：42,000円×終了日までの日数÷その月の日数  
・月途中で有効期間が開始する場合の上限額：42,000円×開始日からの日数÷その月の日数